フルハーネス型墜落制止用器具
特別教育

4.関係法令

労働安全衛生法（労働安全衛生規則）等に基づく安全衛生教育

株式会社斉藤商会

4.関係法令

0.はじめに

科目	範囲	時間	合計
1.墜落制止用器具に関する知識	1.墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 2.墜落制止用器具のフルハーネスの装着方法 3.墜落制止用器具のランヤードの取り付け設備等への取り付け方法及び選定方法 4.墜落制止用器具の点検及び整備の方法 5.墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間	6時間
2.作業に関する知識	1.作業に用いる設備の種類、構造及び取り扱い方法 2.作業に用いる設備の点検及び整備の方法 3.作業の方法	1時間	
3.労働災害の防止に関する知識	1.墜落による労働災害防止のための措置 2.落下物による危険防止のための措置 3.感電防止のための措置 4.保護帽の使用方法及び保守点検の方法 5.事故発生時の措置 6.その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間	
4.関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間	
5.実技教育	墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間	

では学科
この科目
ルハーネ
す。安全
成り立っ

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

労働安全衛生法において、一定の危険有害業務に労働者を就かせる場合には、資格取得や特別教育を実施する義務があります。

過去の労働災害を分析すると危険有害性に関する知識や対応する技能があれば防止できたケースが多数認めたからです。

労働災害や職業性疾病を防止するためにこれまで見てきたように機械や設備を安全な状態で使用するだけではなく、これを使用する労働者に対して適切な救育を実施する必要があります。

特別教育について

・雇入れ時の安全衛生教育は、入社後直ちに実施することが重要です。
　また、パートタイマーやアルバイト労働者であっても、確実に実施する必要があ　ります。

・安全衛生教育等は年間安全衛生推進計画等に基づき計画的に実施する必要があり　ます。

・安全衛生教育の実施担当者（部署）等を定めて必要な管理を行わせるとともに、　その記録を確実に実施する必要があります

・作業内容変更時の安全衛生教育は転換した作業に就く前に確実に実施する必要が　あります。

特別教育を行う方法
企業内または企業外で行う。
事業者の責任において実施。

特別教育の内容
科目や時間が定められている。

特別教育の実施記録
記録を作成し、3年間保存すること。

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全帯とは、**厚生労働省告示の*「安全帯の規格」**に定められた墜落防止用保護具のことである。
2m以上の高所作業時においては、墜落を防止するため足場等の作業床の設置が必要となるが、それが困難な場合は、安全帯の使用等の対策を講じることが労働安全衛生規則で義務付けられている。安全帯には、**胴ベルト型安全帯とハーネス型安全帯**がある。
胴ベルト型安全帯は、腰に装着して使用する安全帯である。
ハーネス型安全帯は、複数のベルトを肩部、腿部等に装着して使用する安全帯である。
墜落阻止時の衝撃荷重を複数のベルトで受けることにより、**人体に負担の少ない安全帯**である。安全帯は、これにランヤードを取り付けて使用する。
ランヤードは、身体に着用した安全帯と 親綱等の取付設備を連結することで墜落防止を行う部材である。フックの掛け替えが多い作業では、
ランヤードを2本備えた安全帯（二丁掛安全帯）が、建設業を中心に広く使用されている。

*現在では【安全帯の規格】から改正し【墜落制止用器具の規格】になりました。

. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します。
「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具で　あるU字つり用胴ベルト は含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

5m以上がフルハーネス型安全帯を使用する目安であり、6.75m以上の高さの作業では必ずフルハーネス型安全帯を使用しなければならない。

5m未満の高さでの作業であって墜落制止時に作業者が地面に到達する恐れがある場合は胴ベルト型安全帯を使用することができる。

一般的な建設作業では5mを超える高さ。
柱上作業等では2m以上でフルハーネス型が推奨されています。

原則はフルハーネス

5m以上が目安

6.75以上は
フルハーネス

5m未満の高さ

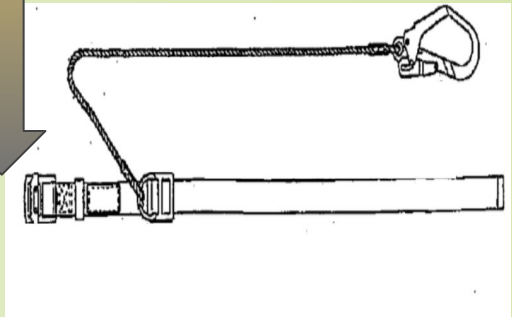

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

床材と建地との隙間 。
足場での高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と 建地との隙間を12cm未満とすることを追加しました。

＜留意点＞
①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件
を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を2cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

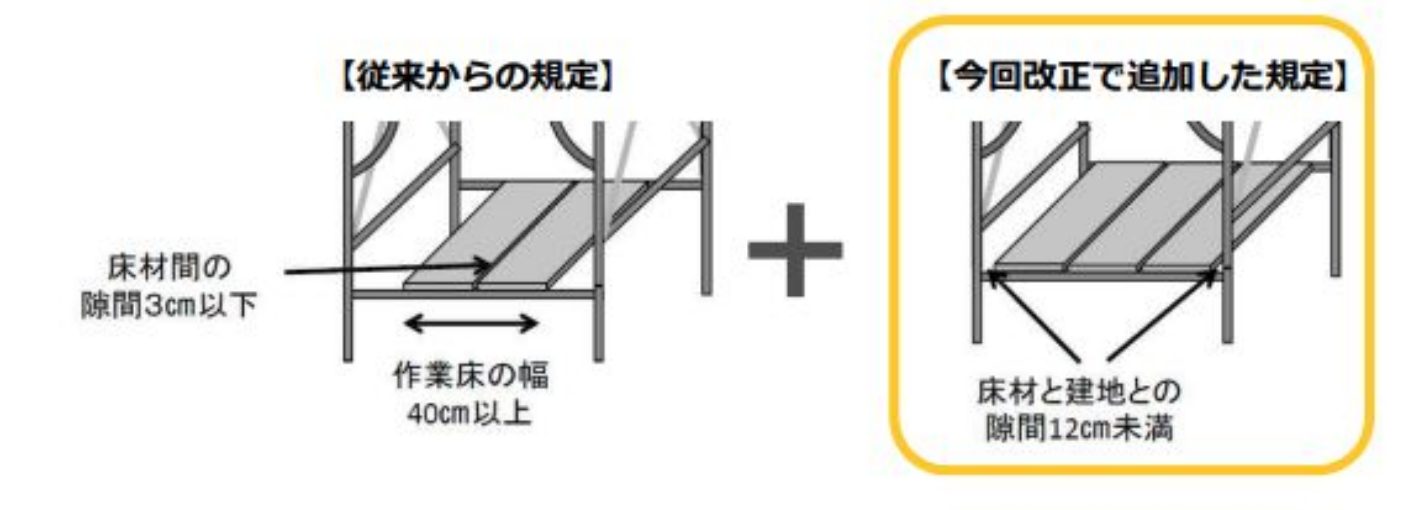

事業者が行う足場の点検等（安衛則第567条、第568条関係）

1.足場の作業講台については、**毎日の作業開始前点検**が法令で義務付けられている。
2.点検を行った時は、**点検結果等を記録し**、足場を使用する作業を行う仕事が終了す　るまでの間　**保存する**こととされています。
3.**悪天候**（強風、大雨、大雪等の悪天候もしくは中震以上の地震）や、
　足場の組み立て、一部解体もしくは変更の後に足場にかかわる墜落防止設備及び落　下の防止設備の**取り外しの有無**等の点検をし異常を認めた時は直ちに補修すること　とされています。

法令で安全帯を使用すべき作業

- 食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのある作業。
- 林業架線作業。
- 高所作業車を用いた作業。
- 型枠支保工の組立等作業。
- 地山の掘削作業。
- 土留め支保工作業。
- ずい道等の掘削等作業

法令で安全帯を使用すべき作業

- ずい道等の覆工作業。
- 採石のための掘削作業。
- 建築物等の鉄骨の組立等作業。
- 鋼橋架設等作業
- コンクリート造の工作物の解体等作業。
- コンクリート橋架設等作業。
- 高さ2m以上の高所作業。
- ホッパー等の内部における作業。
- 火傷、窒息等のおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等への転落防止。
- ロープ高所作業。
- 仮設通路で作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合に行う作業。

法令で安全帯を使用すべき作業

- 作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合の高さ2m以上の足場での作業。
- 足場の組立、解体又は変更の作業。
- 作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合の高さ2m以上の作業構台での作業。
- ボイラー据え付け作業。
- 作業の性質上やむをえない場合等に、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて労働者を乗せて行う作業。
- クレーンの組立て又は解体の作業
- 移動式クレーンのジブの組立又は解体の作業。
- ゴンドラの作業床においての作業。
- 酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのある酸素欠乏危険作業。

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

- ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に墜落制止用器具を使用させなければならない。
- つり足場、張り出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。
- 足場材の緊結、取り外し、受け渡し等の作業にあっては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

1. 幅40cm以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りではない。
2. 墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではない。

病者の就業禁止

第66条
事業者は、伝染性疾病（しっぺい）その他の疾病で、厚生労働省で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省が定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

- 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省で定めるところにより、該当業務に関する完全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組立てるなどの方法により安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。
- 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、労働者の墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備などを設けること。また、労働者に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等及びその取り付け設備等の異常の有無について、随時点検すること。

4.関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

- 6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。
- 墜落制止用器具は、当該墜落制止用器具の着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならない。
- ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならない。
- フルハーネス型の墜落制止用器具は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等においてフルハーネスにより適切に支持する構造であること。
- フルハーネスは、着用者に適切に適合させることができること。
- ランヤード（ショックアブソーバを含む）を適切に接続したものであること。
- バックルは、適切に結合でき、接続部が容易に外れないものであること。